

第7章 雜則

(防火対象物の使用開始の届出等) 第50条

第50条 令別表第1に掲げる防火対象物（同表（19）項及び（20）項に掲げるものを除く。）をそれぞれの用途に使用しようとする者（用途を変更しようとする者を含む。）は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

【趣旨】

本条は、政令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分を使用しようとする者に対し、その内容を事前に消防長（消防署長）に届け出ることを義務付けるとともに、当該届出を受理した消防長（消防署長）の検査を義務付けることにより、当該防火対象物又はその部分を使用開始する当初から適法な状態を確保するとともに、消防署において防火安全対策に資するため、当該防火対象物情報を収集しようとするために定めたものである。

本条の規定に基づく届出は、消防用設備等の設置が義務付けられていた防火対象物に限定していたが、大型建築物であっても建築工法によって消防用設備等が設置されないものが出現してきており、防災活動上、事前に把握しておく必要があることから、使用開始届出の対象は、消防用設備等が義務設置なのか否かに関わらず、政令別表第1（19）項及び（20）項を除く防火対象物とした。

また、火気設備等は、季節的に設けられることが多く、検査としてなじまないこと、火気設備のうち固定設備については第51条による届出がなされ、それ以外のものは法第4条に基づく立入検査、予防査察等によって対応できるということから、届出と消防用設備等の検査に区分し、規定した。

【解説】

- 1 本条の届出は、防火対象物の使用開始前において、消防機関が立入検査等を行い、当該防火対象物の位置、構造及び設備が消防関係法令に違反しないものであるかどうかを検査し、違反部分がある場合には速やかに是正指導するための契機にしようとするものである。建築確認の段階においては、消防機関による消防同意制度があるが、建基法第7条の規定による建築物に対する完了検査は、この同意の対象に含まれないと解されているため、消防機関は、建築確認の対象となった計画に対し、実際に竣工した建築物が合致しているか否かを確かめることができず、別個に立入検査を必要とするのであるが、その時期としては当該建築物の使用開始前が適当である。この時期を的確に把握することが本条の届出の一つ目の目的である。
- 2 次に、消防同意の段階で確認した建築物の計画書（建築確認申請書）については、消防機関で保管される制度とはなっていない。これについては、法第17条の14に規定する工事整備対象設備等着工届出が必要な消防用設備等を設置する場合は、その段階で建築物の情報をある程度入手することができるが、一般的には消防同意の段階で消防機関が建築関係図書を入手できる状態になっていない。よって、本条の届出書に防火対象物の配置図、各階の立面図及び平面図、消防用設備等の設計図書、消防用設備等の試験結果報告書等を添付することにより、消防機関が防火対象物あるいは当該防火対象物に入居するテナントの情報を入手することができる。これが、本条の届出の二つ目の目的である。
- 3 石狩北部地区消防事務組合では、消防用設備等設置届出書が防火対象物使用開始届出書を兼ねることができる運用としているが、それぞれの届出の目的が異なることに留意し、消防用設備等設置届出書のみで届け出る場合には、防火対象物使用開始届出書として必要な資料も添付しなければならない。

4 消防用設備等設置届出書と防火対象物使用開始届出書の内容を整理すると、下表のとおりとなる。

	消防用設備等設置届出	使用開始届出
届出者	防火対象物の関係者	防火対象物を使用しようとする者（関係者でなくてもよい。）
届出の様式	消防用設備等設置届出書	防火対象物使用開始届出書
届出の対象施設	政令第35条に規定する防火対象物（※）	政令別表第1に掲げる全ての防火対象物
届出の時期	消防用設備等を設置（改修）したとき。	防火対象物を使用しようとするとき。
届出の期限	消防用設備等の工事が完了した日から4日以内	使用開始の7日前まで
届出の内容	設置した消防用設備等に関すること。	防火対象物の所在、用途、収容人員その他当該防火対象物の使用に関して消防活動上必要な事項に関すること。
検査の対象	設置した消防用設備等	設置した消防用設備等のうち、法第17条の3の2に規定する検査対象の消防用設備等を除いたもの

※ 消防用設備等設置届出を要する防火対象物（政令第35条に規定する「消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等」）は、以下のとおりである。

（1）次に掲げる防火対象物

- ア 政令別表第1（2）項ニ、（5）項イ並びに（6）項イ（1）から（3）まで及びロに掲げる防火対象物
- イ 政令別表第1（6）項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）
- ウ 政令別表第1（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（ア又はイに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
- （2）政令別表第1（1）項、（2）項イからハまで、（3）項、（4）項、（6）項イ（4）、ハ及びニ、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項並びに（16の3）項に掲げる防火対象物（（1）イ及びウに掲げるものを除く。）で、延べ面積が300平方メートル以上のもの
- （3）政令別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで、（16）項ロ、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの（昭和51年消防長告示第2号で指定）
- （4）（1）から（3）に掲げるもののほか、政令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては、一）以上設けられていないもの

6 防火対象物の検査を実施する際には、当該防火対象物が新築か否か、どのような届出書類があるのかを確認する必要がある。どのような検査が何に基づいて行われるのかについては、新築の防火対象物を例にとると、下表のとおりとなる。

検査項目	検査・調査の根拠となるもの（何に基づく検査・調査か）	
	関係者等（※1）と消防の義務又は使命	
消防用設備等	法第17条の3の2（消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書）	<p>【関係者等】 ・法第17条の3の2「検査を受けなければならない」 【消防】 ・省令第31条の3第2項「検査しなければならない」 ⇒ 関係者等、消防ともに、検査は法令上の義務</p>
	第50条（防火対象物使用開始（内容変更）届出書）	<p>【関係者等】 ・第50条「届出なければならない」 【消防】 ・規則第17条第2項「調査又は検査を行い…」 ⇒ 関係者等は条例に基づき検査を受ける義務、消防は規則に基づき検査を実施</p>
届出をする火気設備（※2）	第51条	<p>【関係者等】 ・第51条「届け出なければならない」 【消防】 ・規則第17条第2項「調査又は検査を行い…」 ⇒ 関係者等は届出の義務、消防は規則に基づき必要な調査（※3）を実施</p>
上記以外の火気設備	レンジフード上の排気ダクトの確認など、第51条に基づく届出対象となっていないものは、第50条	<p>【関係者等】 ・第50条「届け出なければならない」 【消防】 ・規則第17条第2項「調査又は検査を行い」 ⇒ 関係者等は届出の義務、消防は規則に基づき必要な調査を実施</p>
防火対象物の所在、用途、収容人員	第50条	<p>【関係者等】 ・第50条「届け出なければならない」 【消防】 ・規則第17条第2項「調査又は検査を行い」 ⇒ 関係者等は届出の義務、消防は規則に基づき必要な調査を実施</p>
防火対象物の使用に関して消防活動上必要な事項	第50条	<p>【関係者等】 ・第50条「届け出なければならない」 【消防】 ・規則第17条第2項「調査又は検査を行い」 ⇒ 関係者等は届出の義務、消防は規則に基づき調査を実施</p>

※1 「関係者等」とは、法第2条に規定する所有者、管理者又は占有者のほか、本条の主体となる「防火対象物を使用しようとする者」をいう。

※2 届出をする火気設備及び記載する様式は第51条を参照。

※3 「必要な調査」とは、用途や収容人員などの届出内容に齟齬（そご）がないかを確認するほか、火気設備等の設置状況が技術上の基準に適合しているかなどを確認する火災予防上必要な調査であって、実地調査が原則であるものの、内容によっては、書面による調査又はその他の手段による調査も選択できる。

7 検査及び調査の結果に係る交付書類等については、下表のとおりである。

検査・調査の別	検査・調査結果	交付書類等
法第 17 条の 3 の 2 に基づく消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出に係る検査	支障ない	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（省令別記様式第 1 号の 2 の 3） ・検査済証（省令別記様式第 1 号の 2 の 3 の 2）
		<p>【軽微な工事に関する検査の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（省令別記様式第 1 号の 2 の 3）（規則様式第 32 号の「検査済」を押印）
	支障あり	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（省令別記様式第 1 号の 2 の 3） ・改善通知書
第 50 条に基づく防火対象物使用開始（内容変更）届出に係る検査（※）	支障ない	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物使用開始（内容変更）届出書（消防用設備等（特殊消防用設備等）を設置しない検査・調査の場合は、規則様式第 31 号の「届出済」を押印）
		<p>【軽微な工事に関する検査の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物使用開始（内容変更）届出書（規則様式第 32 号の「検査済」を押印）
	支障あり	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物使用開始（内容変更）届出書 ・改善通知書
届出を要する火気設備（※）	支障ない	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの火気設備に係る届出書（規則様式第 31 号の「届出済」を押印）
	支障あり	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの火気設備に係る届出書 ・改善通知書
上記以外の火気設備（※）	支障ない	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物使用開始（内容変更）届出書（規則様式第 31 号の「届出済」を押印）
	支障あり	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物使用開始（内容変更）届出書 ・改善通知書

※ 検査・調査の結果、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置状況については支障なかつたが、本条に規定する届出項目に支障がある場合は、検査済証は交付するが、併せて改善通知書を交付し、不備事項の是正指導をすることになる。

(火を使用する設備等の設置の届出) 第51条

第51条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者（位置又は構造を変更しようとする者を含む。）は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性のガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (3) の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
- (4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- (5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）
- (6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7) の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (8) 火花を生ずる設備
- (8) の2 放電加工機
- (9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- (11) 燃料電池発電設備（第11条の2第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- (12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの。（第12条第4項に定めるものを除く。）
- (13) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）
- (14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (15) 水素ガスを充填する気球

【趣旨】

本条は、第3章第1節に規定する「火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」（以下、本条【趣旨】及び【解説】において「火気設備」という。）のうち、火災危険の大きい火気設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項の届出及び当該火気設備の位置及び構造等の変更に係る届出について定めたものである。

【解説】

- 1 熱風炉並びに多量の可燃性のガス又は蒸気を発生する炉に係る届出等（第1号及び第2号関係）
 - (1) 本号に掲げる設備を設置する場合は、当該設備を設置する場所を管轄する消防署に対し、規則様式第11号の届出書を2通提出する。
 - (2) 届出書の提出を受けた消防署では、規則第17条に基づき、設置場所、構造、建物室内構造、燃料槽等の構造、非常警報装置又は熱源自動停止装置、その他必要な設備、消火設備のうち、該当する項目について必要な調査を行い、支障がないと認めたときは、提出された届出書2通のうち1通に「届出済」の印を押印して届出者に交付する。
- 2 第2号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）に係る届出等（第3号関係）
 - (1) 届出等の概要については、1のとおりである。
 - (2) 本号の「据付面積」とは、当該設備を据え付けた場合における水平投影面積をいう。据付面積を基準に炉の設置届出の対象を定めたのは、炉の規模、当該設備の火災危険性は、据付面積におおむね集約できるからである。

3 同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が 350 キロワット以上となる厨房設備に係る届出等（第3号の2関係）
届出等の概要については、1のとおりである。

4 入力 70 キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあっては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）に係る届出等（第4号関係）
(1) 届出等の概要については、1のとおりである。
(2) 温風暖房機（第3条の3）は、その位置、構造及び管理の基準として第3条第3項を準用しているため、同一場所に2以上の温風暖房機を設置する際、屋内にあっては相互距離が5メートル以内、屋外にあっては3メートル以内に設置する場合は、当該機器の入力を合算して70キロワット以上になると届出の対象となるので留意する。

5 ボイラーに係る届出等（第5号関係）
(1) 届出等の概要については、1のとおりである。
(2) 労働安全衛生法施行令第1条第3号に定めるボイラーを設置する場合は、労働安全衛生法第88条の規定により、ボイラー設置届及び関係書類を添えて、その事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長あてに提出することになっている（ボイラー及び圧力容器安全規則第10条関係）。
(3) JIS S3021（油だき温水ボイラー）に該当する機器は、その適用範囲が使用水頭圧10メートル以下となっており、貯湯部が大気圧（0.098メガパスカル）以上にならないため、給湯湯沸設備として取り扱うこととしている。よって本号の届出には該当しないため、留意する（第4条【解説】参照）。

6 入力 70 キロワット以上の給湯湯沸設備に係る届出等（第5号関係）
(1) 届出等の概要については、1のとおりである。
(2) 給湯湯沸設備（第8条の2）は、その位置、構造及び管理の基準として第3条第3項を準用しているため、同一場所に2以上の給湯湯沸設備を設置する際、屋内にあっては相互距離が5メートル以内、屋外にあっては3メートル以内に設置する場合は、当該機器の入力を合算して70キロワット以上になると届出の対象となるので留意する。

7 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）に係る届出等（第6号関係）
届出等の概要については、1のとおりである。

8 サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）に係る届出等（第7号関係）
(1) 届出等の概要については、1のとおりである。
(2) 対流・遠赤外線放射併用型装置及びその他の放射器については、国際電気規格（60335-2-53）に準拠した試験データを添付する。
(3) 国際電気規格（60335-2-53）により認証を受けたものをその認証どおりに設置しようとするときは、その認証データを添付する。

9 入力 70 キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機に係る届出等（第7号の2関係）
届出等の概要については、1のとおりである。

10 火花を生ずる設備に係る届出等（第8号関係）
届出等の概要については、1のとおりである。

11 放電加工機に係る届出等（第8号の2関係）
届出等の概要については、1のとおりである。

12 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）に係る届出等（第9号関係）

(1) 「高圧」とは、直流では 750 ボルト、交流では 600 ボルトを超える、7,000 ボルト以下の電圧をいう。

(2) 「特別高圧」とは、7,000 ボルトを超える電圧をいう。

(3) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）を設置する場合は、当該設備を設置する場所を管轄する消防署に対し、規則様式第 12 号の届出書を 2 通提出する。

(4) 届出書の提出を受けた消防署では、規則第 17 条に基づき、位置・構造、周囲の保有空間、換気設備、絶縁抵抗及び接地抵抗値、消防用設備等又は特殊消防用設備等、標識その他のうち、該当する項目について必要な調査を行い、支障がないと認めたときは、提出された届出書 2 通のうち 1 通に「届出済」の印を押印して届出者に交付する。

13 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）に係る届出等（第 10 号関係）

(1) 届出等の概要については、12 のとおりである。

(2) 第 11 条の 3 に規定する急速充電設備は、平成 24 年の条例改正までは変電設備として規制していたこと、第 11 条の 3 の急速充電設備の対象は全出力 20 キロワットを超えるものから同 200 キロワット以下までとなっていること、当該設備の届出対象は全出力 50 キロワットを超える 200 キロワット以下までとなっていること。以上を整理すると、届出については下表のとおりとなる。

全出力	届出の有無	様式及び届出の種類
50 kW 以下	なし	
50 kW を超え 200 kW 以下	あり	様式第 12 号（急速充電設備設置（変更）届出書）
200 kW を超える	あり	様式第 12 号（変電設備設置（変更）届出書）

14 燃料電池発電設備（第 11 条の 2 第 2 項又は第 4 項に定めるものを除く。）に係る届出等（第 11 号関係）

届出等の概要については、12 のとおりである。

15 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第 12 条第 4 項に定めるものを除く。）に係る届出等（第 12 号関係）

届出等の概要については、12 のとおりである。

16 蓄電池設備（蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。）に係る届出等（第 13 号関係）

届出等の概要については、12 のとおりである。

17 設備容量 2 キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備に係る届出等（第 14 号関係）

(1) ネオン管灯設備（設備容量 2 キロボルトアンペア以上のものに限る。）を設置する場合は、当該設備を設置する場所を管轄する消防署に対し、規則様式第 13 号の届出書を 2 通提出する。

(2) 届出書の提出を受けた消防署では、規則第 17 条に基づき、位置（取付場所）、ネオントランス、点滅設備、取付材・支わく等、周囲の状況のうち、該当する項目について必要な調査を行い、支障がないと認めたときは、提出された届出書 2 通のうち 1 通に「届出済」の印を押印して届出者に交付する。

18 水素ガスを充てんする気球に係る届出等（第 15 号関係）

(1) 水素ガスを充てんする気球を設置する場合は、当該設備を設置する場所を管轄する消防署に対し、規則様式第 14 号の届出書を 2 通提出する。

(2) 届出書の提出を受けた消防署では、規則第17条に基づき、消火設備、周囲の状況、その他必要事項について調査を行い、支障がないと認めたときは、提出された届出書2通のうち1通に「届出済」の印を押印して届出者に交付する。

19 届出の入力算出方法

入力の算出については、次によること。なお、条例第51条各号に規定する入力は、厨房設備を除き一の火気設備当たりに対する数値であり、条例第3条第3項に規定する入力は、該当する火気設備それぞれの入力の合計値である。

(1) 入力の算出については、次表に基づき次式により算出すること。

入力=燃料種別による発熱量×1時間当たりの燃料消費量

燃料種別	発熱量	kJ/kg	kJ/L	kJ/N m ³
液体燃料	灯油	43,100	34,500	
	軽油	42,700	35,200	
	重油	A重油	42,300	37,300
		B重油	41,400	38,100
		C重油	40,600	38,200
气体燃料	都市ガス(13A)			46,000
	プロパンガス	50,200		101,700
	プロパンエア13A			62,800
	ブタンガス	49,400		134,000
燃料固体	薪	18,800		
	木炭	33,500		
	石炭	31,400		

※1 各燃料は、本来発熱量に幅があるので、この表の数値は、代表的なものである。

※2 1kW=3,600kJとして、端数処理は小数点第2位を四捨五入するものとする。

(2) 入力を求めることができない焼却炉等の機器については、炉内容積1m³当たり232.5kWとして換算する。

(3) 冷温水発生装置・給湯湯沸設備等を近接して屋上等に複数台設置する場合の条例第51条各号の取扱いは冷温水等を供給する配管が同一系統である機器のうち、同時運転できる機器を一の設備とみなして計算すること。ただし、条例第3条第3項の取扱いについては、設置している設備の入力の合計である。

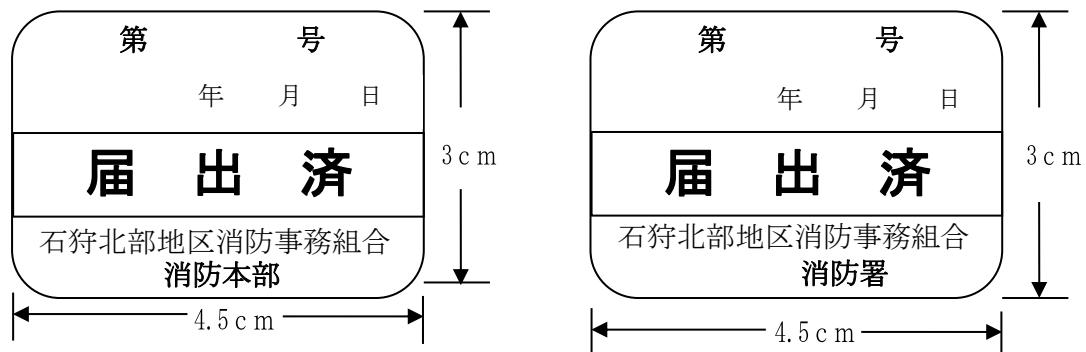
(4) 厨房室内に設置する調理等の目的のみに使用する湯沸設備等については、厨房設備として合算すること。

(5) 入力が設備仕様書等に記載されている場合は、当該数値とすること。

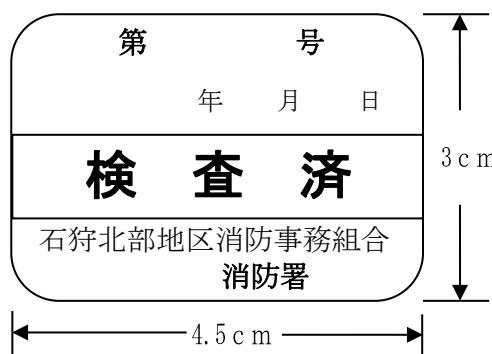
20 届出書を交付する際の押印（規則第 17 条、様式第 31 号から様式第 33 号関係）

規則第 17 条では、第 1 項において「条例及びこの規則に定めるところにより、届出又は申請を行う者は、申請書又は届出書 2 通を消防長又は消防署長に提出しなければならない。」、第 2 項において「消防長又は消防署長は、前項の申請書又は届出書の提出があつたときは、必要な調査又は検査を行い、支障がないと認めたときは、その 1 通に届出済（様式第 31 号）、検査済（様式第 32 号）又は承認済（様式第 33 号）の印を押印して届出者に交付するものとする。」としている。

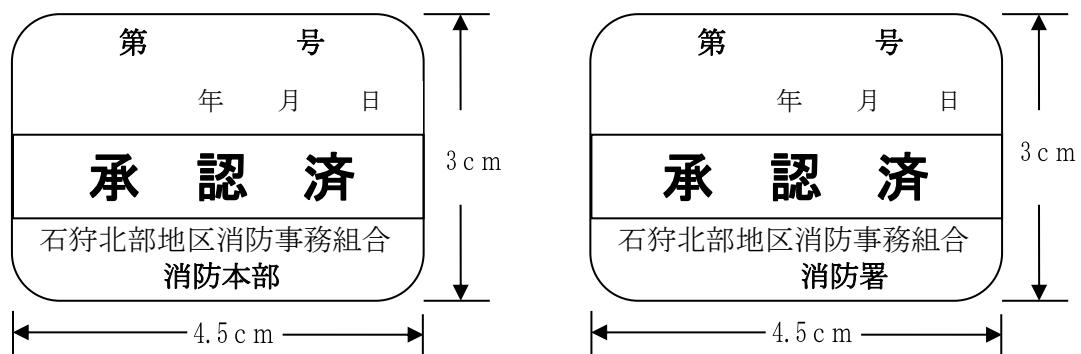
様式第 31 号（第 17 条関係）



様式第 32 号（第 17 条関係）



様式第 33 号（第 17 条関係）



(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第52条

第52条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、住所、氏名（法人にあっては所在地及び名称）その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火（がん具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 煙突の取付け又は掃除を業とする者
- (7) 液体燃料を使用する燃焼機器の分解掃除及び整備を業とする者
- (8) 消防用設備等（令第7条に規定する簡易消火器具、非常警報器具、誘導標識、消防用水及び排煙設備を除く。）の工事、整備又は販売を業とする者。ただし、当該業を行うための事務所又は店舗等を区域内に設置するものに限る。
- (9) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

【趣旨】

本条は、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある9種類の行為を掲げ、その届出について定めたものである。

「届出」とは、役所に対して一定の事項を通知する行為であって、そのことが法令で義務付けられているものである（役所からの処分（許可する、許可しないを前提としている「申請」を除く。）。よって、法令が定める形式上の要件を満たす届出が提出先とされている役所に届いたときは、「届出をする」という手続き上の義務は完了したことになる。このため、役所は、形式上の要件を満たす届出が正しい提出先に到着した際には、その届出を受け取らないということはできない。ただし、形式上の要件を満たす届出が正しい提出先に到達しても、その届出の内容に誤りがある場合など、その届出の根拠となる法令の要件を満たしていないものは、届出としての法律的な効果は発生しないということになる（以上総務省ホームページ）。

【解説】

1 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出（第1号、規則第17条及び様式第15号関係）

(1) 本号の行為は、それ自体火災予防上の危険が存在するものであるが、さらに、これについて十分な消火準備がなされている場合でも、消防機関がそれを知らなければ、自ら火災と誤認し、あるいは一般市民からの誤報によって消防隊が出動し、計画的な消防警備が混乱するおそれがある。

このことを避けるため、行為者に対して一般的な届出義務を規定したものである。なお、たき火に類する行為は、行為の規模、場所等を勘案し、第25条（たき火）に定める例により指導することとなる。

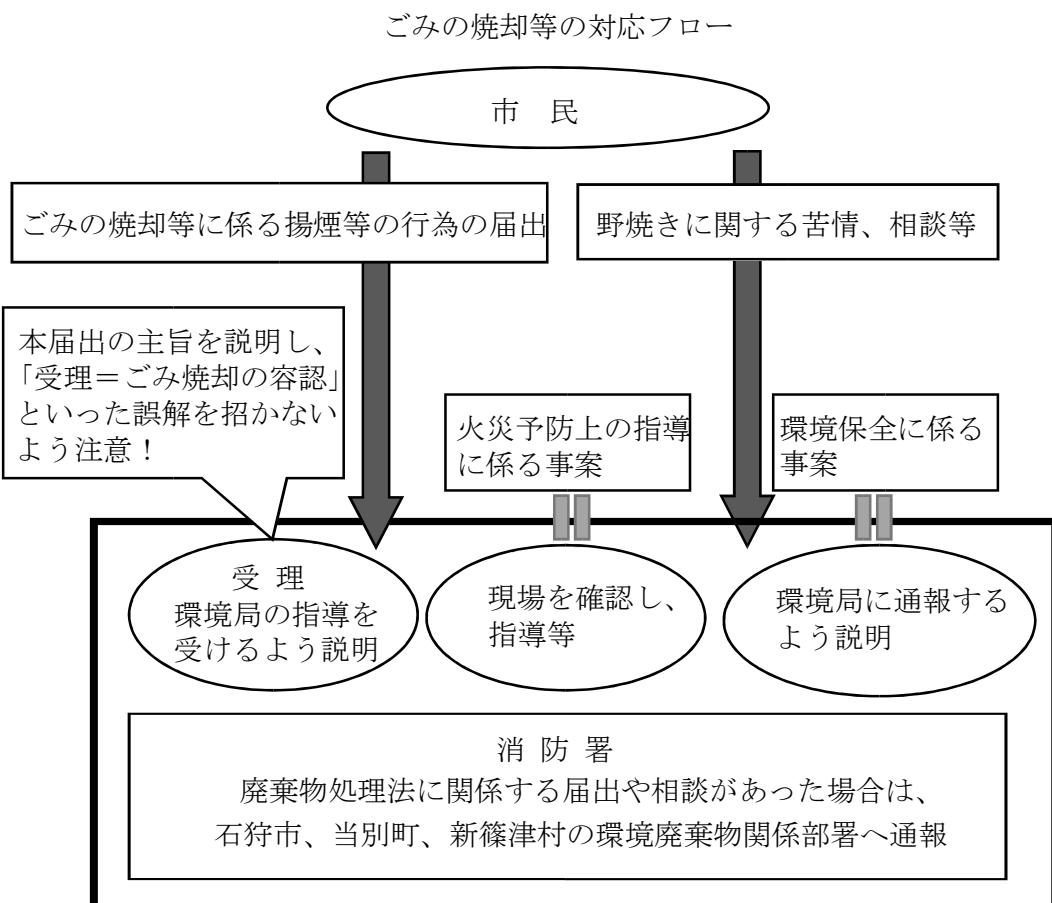
(2) 届出は、当該行為を行う場所を管轄する消防署に対し、規則様式第15号の届出書（火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書）を2通提出する。

(3) 届出書の提出を受けた消防署では、届出内容を確認し、支障がないと認めたときは、提出された届出書2通のうち1通に「届出済」の印を押印して届出者に交付する。

(4) 本号の行為に係る届出について、規則第14条により軽微なものは電話又は口頭によることができる。この場合、電話等を受けた消防署では、①発生予定日時（いつからいつま

で)、②発生場所、③燃焼部品名及び数量、④目的、⑤その他必要な事項がある場合は当該事項、について内容を確認する。

(5) ごみの焼却等の目的で揚煙等の行為の届出をする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、本条【解説】において「廃棄物処理法」という。）による規制も関わってくる。よって、下図のとおり、ごみの焼却等に係る届出を消防署が受理しても、直ちにごみの焼却が容認されたわけではないことに十分留意する必要がある。



2 煙火打上げ又は仕掛け届出（第2号、規則第17条及び様式第16号関係）

(1) 本号の行為について、火薬類の消費をしようとする者は、火薬類取締法第25条第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の長）の許可が必要である（ただし書に該当する場合を除く。）。また、煙火（がん具煙火を除く。）を消費する場合は、火薬類取締法施行規則第56条の4の規定が適用されることになるので、留意する必要がある。

(2) 火薬取締法第25条に規定する煙火に係る許可申請を必要としない届出は、当該行為を行う場所を管轄する消防署に対し、規則様式第16号の届出書（煙火打上げ・仕掛け届出書）を2通提出する。

(3) 届出書の提出を受けた消防署では、届出内容を確認し、支障がないと認めたときは、提出された届出書2通のうち1通に「届出済」の印を押印して届出者に交付する。

(4) 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則の該当条文は、本条【参考】のとおりである。

3 催物開催・臨時客席等の設置届出（第3号、規則第17条及び様式第17号関係）

(1) 第3号の行為は、第48条（準用）の場合と同様、本来は劇場等以外の用途に供される防火対象物における一時的な催物開催のみを指すものである。

- (2) 「催物」とは、一般的には、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせるものをいう。
- (3) 第3号の行為には、劇場等において、臨時に客席又は舞台を設ける場合を含む。劇場等の客席については、屋内のものを第42条（劇場等の客席）に、屋外のものを第42条の2（劇場等の屋外の客席）においてそれぞれ規制しているが、臨時に客席を設ける場合にあっても通常時と同じように火災予防上の措置を講じなければ、火災が発生した場合には、多くの来場者を混乱させ、尊い人の命を失うことが想定される。よって、このような場合には、届出を要することとなる。
- (4) 届出は、当該行為を行う場所を管轄する消防署に対し、規則様式第17号の届出書（催物開催届出書）を2通提出する。

- (5) 届出書の提出を受けた消防署では、規則第17条に基づき、客席、舞台、防炎処理、その他のうち、該当する項目について防火上の支障の観点から調査を行い、支障がないと認めたときは、提出された届出書2通のうち1通に「届出済」の印を押印して届出者に交付する。

4 水道断水減水の届出（第4号、規則第17条及び様式第18号関係）

- (1) 本号は、水道工事等により、ある区域の断水又は減水を行う場合をいう。火災が発生すると、多くの消防隊が火災現場に出動し、人命救助活動と併せて、火災被害を最小限にするための消火活動に従事する。その際、現場付近にある消火栓は、活動する消防隊員の安全を確保しながら消火活動を迅速かつ効果的に行うための生命線となる最も重要な施設である。よって、あらかじめ管轄区域の消火栓が有效地に使用できるか否かの情報を収集しておくことが必要不可欠であるため、水道工事等により断水又は減水する場合は、断水等をする区域を管轄する消防署長に届け出なければならないこととなっている。
- (2) 届出は、当該行為を行う場所を管轄する消防署に対し、規則様式第18号の届出書（水道断水・減水届出書）を2通提出する。なお、規則第14条により緊急なものは電話又は口頭によることができる。
- (3) 届出書の提出を受けた消防署では、届出内容を確認し、支障がないと認めたときは、提出された届出書2通のうち1通に「届出済」の印を押印して届出者に交付する。

5 道路工事の届出（第5号、規則第17条及び様式第19号関係）

- (1) 本号の道路工事には、消防自動車が全く通行できない場合に限らず、片側通行止め等も含まれる。また、道路自体の工事のみならず、水道管、ガス管、電気又は通信用ケーブル等の埋設工事等消防隊の通行その他消火活動に障害となるような場合をいう。消防隊は、出動の際、最も効率的に現場に到着できるルートを選定しながら緊急走行するが、本来、通行できると想定していた道路が、道路工事のために何らかの通行障害に陥っていた場合、迅速に現場に到着できなくなり、消火活動、人命救助活動に多大な遅延が生じ、結果として市民の生命、身体及び財産に大きな影響を及ぼすことになる。よって、消防隊の通行、消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事を行う場合は、あらかじめ道路工事を行う区域を管轄する消防署長に届け出なければならないこととなっている。なお、本号の道路工事に係る情報は、当然、救急隊にも共有され、効率的な救急搬送に活用される。
- (2) 届出は、当該行為を行う場所を管轄する消防署に対し、規則様式第19号の届出書（道路工事届出書）を2通提出する。なお、規則第14条により緊急なものは電話又は口頭によることができる。
- (3) 届出書の提出を受けた消防署では、届出内容を確認し、支障がないと認めたときは、提出された届出書2通のうち1通に「届出済」の印を押印して届出者に交付する。

6 煙突取付け又は掃除請負業の届出（第6号、規則第17条及び様式第20号関係）

- (1) 本号は、積雪寒冷地である当組合において、煙突の取付掃除を業としようとする者の届出について定めたものである。
- (2) 本号は、消防機関があらかじめ煙突の取付掃除業者の所在地、名称、経験年数、略歴等を把握し、当該情報を管理しておくことで、煙突の取付掃除業者に対し、法令改正等に係る情報提供や、火災予防上の指導を円滑に行うとともに、万が一火災予防上不適切な行為が発生した場合においては、消防機関が迅速に対応し、場合によっては承認を取り消すことができるようするために設けたものである。
- (3) 届出は、規則第14条に基づき、届出書2通を消防長に提出しなければならない。
- (4) 本号の規定による届出書の提出があった場合、消防長は、次のいずれかに該当するか否かを確認し、該当するに至ったものと認めた場合には、提出された届出書2通のうち1通に「届出済」の印を押印して届出者に交付する。
 - ア 札幌市が行うストーブ煙突取付掃除業に関する講習を終了した者
 - イ 1年以上の実務経験を有する者
 - ウ その他消防長が適当と認めた者
- (5) (4) の承認証交付の際、(4) イについては、実務に携わっていたことの証明として、経歴書等を添付することが求められる。また、(4) ウについては、(一財) 日本石油燃焼機器保守協会が主催する「石油機器技術管理講習」を受講し、石油機器技術管理士資格認定試験に合格し、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者が該当する。承認を受ける際は、当該資格者証の写しを添付することが求められる。
なお、(4) アについて、以前は札幌市において講習を実施していたが、受講者が激減したこと、当該講習は、石油機器技術管理講習とほぼ同内容であること、石油機器技術管理講習は、北海道においても年に複数回開催されていること、当該講習を受講し、所定の認定試験に合格すれば、石油機器技術管理士資格者証が交付され、石油機器技術管理士として業務に従事できることなどから、平成8年以降は、札幌市で講習は実施していない。
- (6) 煙突取付け又は掃除請負業全般を廃止する場合には、石狩北部地区消防事務組合消防本部予防課への連絡が必要である。

7 液体燃料を使用する燃焼機器の分解掃除整備業届出（第7号、規則第17条及び様式第21号関係）

- (1) 本号は、積雪寒冷地である本組合において、厨房、暖房用などの火を使用する設備、器具で、液体燃料を使用するものを分解掃除及び整備を業とする者に対する消防長への届出について定めたものである。
- (2) 本号は、消防機関があらかじめ火を使用する設備、器具等の分解掃除及び整備業者の所在地、名称、分解掃除整備を行う熟練者の概要等を把握し、当該情報を管理しておくことで、当該業者に対し、法令改正等に係る情報提供や、火災予防上の指導を円滑に行うとともに、万が一火災予防上不適切な行為が発生した場合においては、消防機関が迅速に対応し、場合によっては届出事項を取り消すことができるようために設けたものである。
- (3) 本号の届出の対象となる者は、火を使用する設備、器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備、器具のうち、灯油などの液体燃料を使用するものを分解掃除又は整備を業とする者とする。その際、取り付けや分解掃除、整備を単に受注し、自らその業を行うことなくほかの者に委託している者は、本条による届出の対象とはならない。
- (4) 届出の主体については、個人、法人を問わない。また、法人として届け出た場合は、当該法人に所属する従業員等が個人として改めて届け出る必要はない。
- (5) 届出は、規則第14条に基づき、届出書2通を消防長に提出しなければならない。

(6) 本号の規定による届出書の提出があった場合、消防長は、次のいずれかに該当するか否かを確認し、該当するに至ったものと認めた場合には、提出された届出書2通のうち1通に「届出済」の印を押印して届出者に交付する。

ア 液体燃料を使用する設備及び器具の点検及び整備のために必要な知識及び技能を修得するための講習を受け、これを修了した者

イ アに準ずる者として消防長が適当と認めた者

(7) (6) ア「液体燃料を使用する設備及び器具の点検及び整備のために必要な知識及び技能を修得するための講習を受け、これを修了した者」は、条例第18条第1項第13号及び平成4年告示第9号を準用し、(一財)日本石油燃焼機器保守協会が行う講習を受講し、修了することが要件となる。よって、当該要件に該当する場合は、届出書の「点検整備を行う熟練者の概要」欄に、修了した講習の名称、取得年月日及び番号を記載し、当該講習によって取得できる石油機器技術管理士資格者証の写しを添付した上で提出する。

(8) (6) イ「アに準ずる者として消防長が適当と認めた者」は、液体燃料を使用する設備及び器具の点検及び整備に係る補助的な実務経験が5年以上の者である。よって、当該要件に該当する場合は、届出書の「点検整備を行う熟練者の概要」欄中「修了講習等名称」欄に「実務経験○年」(実務経験した具体的年数)と記載し、実務経験が5年以上であることを証明できる書類を添付した上で提出する。なお、実務経験5年以上の者に関しては、関係法令の知識習得、点検整備に係る新たな知見(燃焼理論、燃焼設備等の構造原理等)の取得等のため、別途、石油機器技術管理講習を受講、修了し、石油機器技術管理士の資格を取得しておくことが望ましい。

(9) 液体燃料を使用する燃焼機器の分解掃除整備業全般を廃止する場合には、石狩北部地区消防事務組合消防本部予防課への連絡が必要である。

8 消防用設備等の工事、整備又は販売を業とする者。(第8号、規則第17条及び様式第22号関係)

(1) 本号は、消防機関があらかじめ消防設備業者の事業概要、所在地、名称等を把握し、管理しておくことにより、消防設備業者による火災予防上不適切な行為が発生した場合等に、消防機関が速やかに対応し、住民の被害の未然防止等を図るとともに、法令改正等に関する情報提供や指導を円滑に行うために定めたものである。

(2) 本号に基づき届出を行った消防設備業については、石狩北部地区消防事務組合公式ホームページにおいて、事業所の名称、所在地、電話番号、業務内容(工事・整備・販売・点検)を公開している(事業所が掲載を希望しない場合を除く。)。

(3) 届出の対象は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備、点検又は販売を業とする者となる。届出が必要な消防用設備等は、政令第7条に規定する簡易消火用具、非常警報器具、非常警報設備、誘導標識、消防用水及び排煙設備を除く消防用設備等で、住宅用火災警報器については、届出の対象外となっている。ただし、当該業を行うための事務所又は店舗等を区域内に設置するものに限る。

(4) 本号の届出は、規則様式第21号「消防設備業届出書」により行い、規則第17条に基づき、届出書2通を消防長に提出しなければならない。

(5) 届出内容に、次の変更が生じた際も同様に届出が必要となる。

ア 届出者の住所又は氏名(届出者が法人の場合にあっては、代表者のみの変更を除く。)

イ 事業所の所在地又は名称

ウ 電話番号

エ 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する業務

オ その他非常電源等に関する業務

(6) 消防設備事業全般を廃止する場合には、石狩北部地区消防事務組合消防本部予防課への連絡が必要である。

9 露店等の開設届出（第9号、規則第17条及び様式第22号の2関係）

(1) 本号は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等のうち、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防長（消防署長）に届け出なければならないこととなっている。ただし、第49条の3第2項の規定により火災予防上必要な業務に関する計画を提出する場合は、当該計画の中に対象火気器具等を使用する露店等の情報（開設店数、消火器の準備状況等）が記されることになるため、本号に掲げる届出は要しない。

(2) 本号の届出は、第6章の2に規定する指定催しを開催する場合は、前述のとおり対象火気器具等を使用する露店等の情報を記した火災予防上必要な業務に関する計画を提出した場合は、当該計画の提出により本号に係る届出要件は満足するため、本号の届出は要しないが、それ以外の催しの場合は本号の届出が必要になる。その際、届出については、①対象火気器具等を使用する露店等ごとに提出する、②催しの主催者が当該露店等の開設届出を取りまとめ、一括して提出する、の2つの手法があるが、催しに係る防火管理の実効性を確保するためには、当該催しの規模にもよるが、基本的には②の手法で提出することが望まれる。

(3) 本号は、平成25年8月15日に京都府福知山市で発生した花火大会火災を受けて制定されたものであるため、当該事案の社会的影響度等を勘案し、当該届出後、催しが開催される前までに、①届出に基づき、消防署による消火器の準備状況等の事前確認（必要に応じて消防署による指導）、②露店関係者が自らの責任において防火安全自己点検を行わなければならない。

(4) 露店等の開設に係る防火安全自己点検については、ただ漫然と（条例に定められているから）「消火器を設置する。」「露店の周囲は整理整頓する。」といったことをするのではなく、まずは「こんろなどを使用中に火災が発生した場合、消火器がない、どこに消火器が置いてあるのか分からぬいため、迅速な初期消火ができず、露店等が全焼し、来場者が死傷する危険性がある。」あるいは「業務中に、整理整頓されていない場所に放火される危険性がある。」のように、対策をとらなかった場合に想定される具体的な火災の危険性を関係者自らが認識することが必要である。その上で、「消火器を設置する。」「露店の周囲は整理整頓する。」といった具体的な措置が講じられているのかを確認することによって関係者自らが火災危険度の自己評価をし、本質的な防火安全対策につなげていくことが必要不可欠である。

(5) 露店等の開設に係る防火安全自己点検は、（1）火災予防上必要な自己点検を実施すること、（2）自己点検は、①使用する対象火気器具等が安全であること、②消火器が準備されていること、③放火の防止に関する対策が講じられていること、④火災が発生した場合の初期消火、通報連絡及び避難誘導の方法及び手順が適切であることについて実施することとしている。

以下に掲げる「防火安全自己点検票」（以下、本条【解説】において「自己点検チェックシート」という。）を用いることとしており、評価後は、当該チェックシートを来場者が一目で分かる場所に掲示しなければならない。

防火安全自己点検票

年 月 日

点検実施者
氏名

下記のとおり、露店等の開設に伴い消火器の設置及び対象火気器具等防火安全の自己点検を行いました。

記

点検内容		チェック欄
1 コンロ・グリドル・ストーブなどを使用中に火災が発生したが、消火器がない、又はどこに消火器が置いてあるのかわからずに、迅速な初期消火ができず、露店等が全焼し、来場者が死傷するかもしれない。		
<input type="checkbox"/> 腐食又は破損等の無い、適正な消火器を準備した。 <input type="checkbox"/> 準備した消火器がどこに置いてあるのか、露店等の関係者全員で確認した。 <input type="checkbox"/> 露店等の関係者全員で、消火器の使用方法を確認した。		
2 ガスボンベのゴムホースの締め付け不足やホースのひび割れがあり、そこからガスが漏れ出し、引火又は爆発するかもしれない。		
<input type="checkbox"/> ホースの長さは概ね2m以内とし、接続部分をホースバンド等で締め付けた。 <input type="checkbox"/> 使用前に、ゴムホースにひび割れ等の劣化がないか点検した。 <input type="checkbox"/> ホースの継ぎ足し、三方継手により二又分岐はしていない。		
3 業務中に人がLPガスボンベにぶつかる、又は強風や地震によりボンベが転倒し、来場者が怪我をしたり、ガスが漏れ出すことにより引火又は爆発するかもしれない。		
<input type="checkbox"/> ガスボンベは、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定した。 <input type="checkbox"/> 防風板は不燃材料のものを使用し、接続部分はガムテープではなく、不燃性のアルミテープ等で固定した。		
4 調理中に火のついた物や炭火がコンロや火鉢の下に落ちる、又は炭の残り火が他の物に引火して、火災が発生するかもしれない。		
<input type="checkbox"/> コンロや火鉢の下には、不燃材料のものを敷いた。 <input type="checkbox"/> 炭の残り火は、水をかけるなど完全に消火し、紙くず等と区別して処理する。		
5 たばこの吸い殻を他のごみと同じごみ箱に処分する、又は溜まった灰皿に消したつもりの吸い殻を入れたことにより、火災が発生するかもしれない。		
<input type="checkbox"/> 灰皿には水を入れ、吸い殻は他のごみと分別し、ふたの付いた不燃性の容器に入れる。		
6 業務中に、整理整頓されていないところやごみ集積場所に放火されるかもしれない。		
<input type="checkbox"/> 露店等の周囲は、整理整頓しておく。 <input type="checkbox"/> ごみは、指定された時間に指定された場所へ出し、放火をされないようにする。		
7 火災発生時、頭の中が真っ白になり、初期消火や119番通報、適切な来場者の避難誘導ができないかもしれない。		
<input type="checkbox"/> 火災発時に通報、連絡する先（消防・催しの主催者等）を確認した。 <input type="checkbox"/> 火災発時の来場者の避難誘導要領を確認した。		
8 使用するガソリンを日の当たる場所においていたため、緩んでいた元栓よりガソリンの可燃性ガスが漏えいし、静電気等の火種により、着火して火災になるかもしれない。		
<input type="checkbox"/> ガソリンは専用（消防法令に適合した容器）の鉄製容器に入れ元栓を確実にしめて、日陰で風通しの良い水平な場所に置いた。 <input type="checkbox"/> 発電機を火気の無い、人気の無い場所に置き、露天開設後に給油の必要がないように、満タンに給油し、再補給する際は、発電機を停止して補給する。		

点検内容		チェック欄
9 揚げかすの温度を十分に下げずにごみ袋の中に多量に入れたため、揚げかすの余熱と油の酸化作用により出火し、火災になるかもしれない。	揚げかすは、十分に冷ましてから通気性の良い容器に捨てるなど、熱がこもりにくい方法で処理する。	<input type="checkbox"/>
10 調理中にカセットボンベが火源に近すぎた、又はカセットコンロの装着部分を調理器具が覆ったためカセットボンベが過熱され爆発して、火災が発生するかもしれない。	カセットコンロに適切な大きさの調理器具を準備する。	<input type="checkbox"/>
	未使用のカセットボンベは直接日の当たらない場所で保管する。	<input type="checkbox"/>
11 2日以上連続して露店等が開設されるため、夜間等無人になり、放火されるかもしれない。	夜間等無人になるときは、ボンベその他燃料を設置したままにしない。	<input type="checkbox"/>
	可燃物及びごみ等は法化防止のため持ち帰るようにする。	<input type="checkbox"/>

(6) 自己点検チェックシートは、対象火気器具等を使用する際の危険要素とそれに対する対策を頭の中で明確にイメージすることを促すものであると同時に、自らのスペースと自らのところに訪れる客は、自らが主体的に安全管理を行い、客の安全確保を図るという「自主防火管理」・「自己責任」を促す目的もある。よって、消防による防火指導と露店等の関係者による自主防火管理が一体となって、催しに訪れる来場者の安全及び安心の確保を図ることとしている。

(7) 届出は、当該行為を行う場所管轄する消防署に対し、規則様式第22号の2の届出書（露店等の開設届出書）を2通提出する。

(8) 届出書の提出を受けた消防署では、届出内容を確認し、支障がないと認めたときは、提出された届出書2通のうち1通に「届出済」の印を押印して届出者に交付する。

【参考】火薬類取締法・火薬類取締法施行規則（抜粋）

○火薬類取締法第25条

（消費）

第25条 火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者（火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。以下「消費者」という。）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他経済産業省令で定めるものの用に供するため経済産業省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、その爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が不適当であると認めるときその他その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、爆発又は燃焼前に限り、その許可を取り消すことができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、消費に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

○火薬類取締法施行規則第 56 条の 4

(煙火の消費)

第 56 条の 4 消費場所において煙火を取り扱う場合には、第 51 条第 14 号、第 17 号及び第 18 号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- (1) 煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。
- (2) 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。
- (3) 前号の検査により使用に適さないと判断された煙火は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた煙火置場（同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第 15 条第 1 項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所）に返送すること。
- (4) 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛け煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置しないこと。
- (5) 煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。
- (6) 煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。
- (7) 煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。

2 消費場所においては、煙火の管理及び打揚等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。

3 前項の煙火置場は、次の各号の規定によらなければならない。

- (1) 煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛け煙火の設置場所及び火気を取り扱う場所に対し、20 メートル以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合には、星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ぼないように措置を講ずること。
- (2) 煙火置場は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。
- (3) 煙火置場に煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。
- (4) 煙火置場の周囲には、「煙火」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てるこ
- (5) 煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、これらに覆いをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。

4 煙火（手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ。）を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

- (1) 打揚煙火の打揚筒及び仕掛け煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。
- (2) 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。
- (3) 打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。
- (4) 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋をし、又はおおいをすること。
- (5) 打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。
- (6) 打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。
- (7) 消費の準備の終了した仕掛け煙火（火の粉により点火しないよう必要な措置が講じられているものを除く。）から 20 メートル以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。

と。ただし、当該仕掛け煙火から 20 メートル以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない。

(8) 上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して 20 メートル以上の安全な高さで開かせること。

(9) 煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。ただし、連発打揚げをする場合には、この限りでない。

(10) 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

(11) 直径 3 センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離（打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。以下この号において同じ。）が 20 メートル以上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 直径 24 センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が 5 メートル未満となる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物（以下この号及び第 14 号において「飛散物」という。）を遮断する防護措置を講ずるとき。

ロ 直径 24 センチメートルを超える直径 30 センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が 5 メートル以上 20 メートル未満となる場合又は直径 30 センチメートルを超える直径 60 センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が 10 メートル以上 20 メートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずるとき。

ハ 直径 24 センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が 5 メートル以上 20 メートル未満となる場合において、飛散物に対する安全対策を講ずるとき。

(12) 直径 3 センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火すること。ただし、前号イの場合は、この限りでない。

(13) 第 11 号イの場合（直径 3 センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合を除く。）には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に対して 2 メートル以上の距離をとること。

(14) 第 11 号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用すること。

(15) 点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること。

イ 打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れること。

ロ 十分な時間が経過した後に、打揚筒内に多量の水を注入する等の当該煙火が打ち揚がらない措置を講じ、煙火を取り出すこと。

(16) 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。

5 煙火の消費に際し、電気点火を行う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

(1) 点火には、点火玉又は電気導火線を用いること。

(2) 点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、0.01 アンペアを超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること。

(3) 落雷の危険がある場合には、点火玉又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。

(4) 漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。

(5) 電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。

- (6) 点火母線は、電気点火器の出力電圧に耐え得る絶縁効力のあるもので機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。
- (7) 点火母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帶電するおそれが多いものから隔離すること。
- (8) 電気点火器と点火母線との接続後は、打揚筒に近づかない等の危害予防の措置を講ずること。
- (9) 点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火玉又は電気導火線の全抵抗を考慮した後、点火玉又は電気導火線に所要電流を通すこと。
- (10) 電気点火器には、当該電気点火器による点火作業に従事する者以外の者が点火することができないようにする措置を講ずること。
- (11) 電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。

6 手筒煙火を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

- (1) 手筒煙火の消費場所は、当該手筒煙火に詰められた黒色火薬の重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対して安全な距離をとること。
- (2) 手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。
- (3) 手筒煙火の消費中は、他の手筒煙火を消費している者に対して安全な距離をとること。
- (4) 火の粉が十分に噴き出している間は、噴出口及び筒底を自己又は他人の身体に向けないこと。
- (5) 手筒煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- (6) 手筒煙火に点火しても火の粉が噴き出さないときは、噴出口をのぞき込まずに、噴出口から筒に多量の水を注入すること。

(指定洞道等の届出) 第 52 条の 2

第 52 条の 2 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため必要に応じ人が出入する隧道に限る。）で火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長（消防署長）が指定したもの（以下「指定洞道等」という。）に通信ケーブル等を敷設する者は、次に掲げる事項を消防長（消防署長）に届出なければならない。

- (1) 指定洞道等の経路及び出入口、換気口等の位置
- (2) 指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件
- (3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

2 前項の規定は、同項各号に掲げる事項について重要な変更を行う場合について準用する。

【趣旨】

本条は、指定洞道（とうどう）等について、消防機関があらかじめ必要な事項を把握するとともに、関係者に対してその火災に対する適切な安全管理対策の指導を行うことにより、洞道等における防火安全を期するために定めたものである。

洞道内は、地下の密閉空間であるため、当該場所で火災が発生した際には、高温の濃煙や一酸化炭素等が充満し、酸欠状態となっている環境下で、かつ、暗闇の極限された空間内で消防活動を行わなければならず、活動が極めて困難なだけではなく、消防隊員の人命危険が大きく、また地上の指揮隊による火災状況の確認や、溝内に進入した消防隊員との連絡が困難であること、直接消火に当たる人員が限られることなど消防活動上極めて不利な条件にある。また、洞道内の主な可燃物は、外装被覆に用いられているポリエチレンであるため、火災が発生すると、消防隊が消火に至るまでは延焼拡大していく可能性を有している。このため、本条を規定している。

【解説】

- 1 昭和 59 年 11 月、東京都世田谷区において、通信ケーブルの洞道火災が発生し、8 万 9 千余りの電話が不通になるなど大きな社会問題に発展した。このため、昭和 60 年に火災予防条例準則を改正し、消火活動上の観点から、洞道等に通信ケーブル等を敷設する者は、あらかじめ消防長に届け出ることとされた。当組合においても、消防機関がこれらの洞道等の概要を事前に把握する必要性を勘案し、消防長が指定した洞道等に通信ケーブル等を敷設する者に対し、消防長（消防署長）に洞道等の出入口、換気口の位置、ケーブルの難燃措置、工事の安全管理対策等を届け出ることを新たに義務付けている。
- 2 「洞道」とは、通信ケーブル又は電力ケーブルを敷設するために地中に設置された人が立ち入りする鉄筋コンクリート造等の隧道（ずいどう）をいうものであり、人の出入りするとのできない管路等に通信ケーブルや電力ケーブルを引き込んだものは該当しない。
- 3 「共同溝」とは、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）第 2 条第 5 項に規定する「2 以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設」をいうもので、人が出入りする隧道をいう。
- 4 第 1 項に定める通信ケーブル等の洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものには、通信ケーブルの敷設を目的として設置された洞道、電力ケーブルの敷設を目的として設置された洞道及び通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝が該当する。

5 届出の対象となる洞道等については、昭和 62 年消防長告示第 21 号（石狩北部地区消防事務組合火災予防条例第 52 条の 2 第 1 項の規定に基づき消防長が指定する洞道等）により、以下のとおりとしている。

通信ケーブル等の敷設、改修工事は維持管理のため通常人が出入りすることのできる洞道等で、次に掲げるものとする。

1 通信ケーブル等の敷設を目的として設置された洞道で洞長が 50 メートル以上のもの及び共同溝（共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）第 2 条第 5 項に規定する「共同溝」をいう。以下同じ。）と接続する洞道

2 通信ケーブル等の敷設を目的として設置された共同溝

6 ここで、消防長が指定する洞道として、長さを 50 メートル以上のものとしているが、これは、本条制定当時の消防隊の装備品及び消防機械器具として、①空気呼吸器の重作業時間、②命綱に係るロープ操作、③投光器の照射距離、④放水活動の観点から、50 メートル程度が限界であるとのことから、消防活動上の安全性を考慮して当該長さにしたものである。

7 届出者は、指定洞道等に通信ケーブル等を敷設する者であるが、通信ケーブル等を管轄する事業所の代表者で足りる。

8 第 1 項各号に定める届出事項は、以下のとおりである。

（1）指定洞道等の経路図

第 1 号の届出事項は、洞道等の平面的な経路を把握するとともに、出入口、換気口等の位置を把握することにより、火災時における消防隊の進入路及び排煙口の設定等に係る検討に資するものである。これは、届出に係る洞道等が社会的に極めて重要な役割を担っていることから、その情報の取扱いについて特に慎重を期する必要があるための措置である。

（2）指定洞道等の内部に敷設されている主要な物件

第 2 号の届出をする主要な物件としては、敷設ケーブル、消火設備、電気設備、換気設備、連絡電話設備等について、これらの概要が記されていれば足りることとし、敷設ケーブルの具体的な種類、材質等に係る事項の記載は要しない。これは、前号と同じ趣旨によるものである。

（3）指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

第 3 号の届出事項は、関係者による指定洞道等の内部における安全管理対策を把握し、消防機関が適切な指導を行えるように規定されたものである。また、安全管理対策については、次に掲げる事項が明らかにされていることが必要である。

ア 指定洞道等の内部に敷設されている通信ケーブル等の難燃措置に関する事項。なお、

通信ケーブル等の難燃措置に関して、後述の難燃特性を有するケーブル又はケーブル被覆材を用いている場合は、その旨を記載させること。

イ 指定洞道等の内部において火気を使用する工事又は作業を行う場合の火気管理等の出火防止に関する事項。

ウ 火災発生時における延焼拡大防止、早期発見、初期消火、通報連絡、避難、消防隊への情報提供等に関する事項。

エ 職員の教育及び訓練に関する事項。

9 洞道、共同溝などに通信ケーブル等を敷設するときは、規則様式第 23 号の「指定洞道等設置（変更）届出書」に必要事項を記載し、前述の解説を参考にしながら①位置図、②洞道等の経路図、③設置されている物件の概要書、④火災に対する安全管理対策書を添付し、当該洞道が設置される場所を管轄する消防署に対し提出する。

10 第2項の「重要な変更」とは、指定洞道等の延長等による経路の変更、出入口、換気口等の新設又は撤去等消防活動対策の見直しを要する変更などが想定される。また、通信ケーブル等の難燃措置の実施又は変更その他安全管理対策に重大な変更が行われる場合においても、同様に変更の届出を要するものである。

11 自治省消防庁では、洞道等に敷設される通信ケーブル及び電力ケーブルについては、その火災に対する安全対策の推進について、昭和60年4月10日付けで日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社（NTT））からの照会に対し、昭和60年4月17日付けで電気事業連合会からの照会に対し、それぞれ回答しているところであり、照会に係る通信ケーブル及び電力ケーブルの被覆材及びケーブルは、次の難燃特性を有するものが適当であるとされている。

(1) 難燃性

難燃性については、米国電気電子学会（Institute of Electrical and Electronics Engineers 略称 IEEE）の規格383に適合するもの

(2) 発煙濃度

発煙濃度については、米国基準局（National Bureau of Standard 略称 NBS）の発煙濃度試験法（American Society for Testing and Materia's 略称 ASTMの規格E662）により測定された濃度が400以下のもの

(3) ハロゲン化水素発生量

ハロゲン化水素発生量については、ハロゲン化水素（フッ化水素を除く。）発生量が350mg/g以下で、かつ、フッ化水素発生量が200mg/g以下のもの

【参考】東京都世田谷区・洞道火災の概要

1 概要

昭和59年11月16日11時30分頃、東京都世田谷区の日本電信電話公社が所有する通信ケーブルの敷設地下洞道内で、工事作業員が鉛管を溶解するために使用するトーチランプの消し忘れの火がケーブル保護のためのシートに着火し、ケーブルに延焼したものである。この火災による死傷者は発生しなかったが、激しい煙と熱で消火活動が難航し、消火までに5時間を要した。また、この火災により、電話や銀行のオンラインが5日～9日間もの間使用不能となった。

2 問題点及び教訓

洞道の構造、洞道内における可燃性ケーブルの敷設状況を勘案すると、このような洞道内で火災が発生した場合は、消火活動が困難となるほか、ケーブルが焼損して電話回線が不通となるため、多数の電話が使用不能に陥り、社会的に重大な影響を及ぼすことは予見されていた。よって、日本電信電話公社では、洞道内でトーチランプを使用するときの注意事項に係るマニュアルを作成しており、現場においても作業時には指差し呼称が励行されていた。しかし、今回の火災では、それらに対する注意がおろそかになっていたものである。この火災では、次の点が問題として挙げられた。

- (1) 世田谷局前洞道内が被災し、約9万にも及ぶ回線の全てが故障し、かつ、その状態が長く続いたこと。
- (2) 洞道内のケーブルが延焼し、消火に長時間を要したこと。
- (3) 銀行のオンライン回路等の専用回路が被災し、回復まで時間を要したこと。

3 本火災を踏まえた対策

消防庁では、本火災を踏まえ、昭和60年に火災予防条例準則の一部を改正し、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長（消防署長）が指

定する洞道等について、必要な事項を届出させる旨の規定を追加するとともに、改正条例案は、努めて速やかに議会に提出する旨の通知を全国の各市町村に発出した。

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等) 第 53 条

第 53 条 指定数量の 5 分の 1 以上 (個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の 2 分の 1 以上) 指定数量未満の危険物及び別表第 8 で定める数量の 5 倍以上 (再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上) の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長 (消防署長) に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

【趣旨】

本条は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物のうち、一定数量以上を貯蔵し、又は取り扱う場合並びに危険物の試験確認等に係る届出について定めたものである。

【解説】

1 少量危険物等の貯蔵等をする際の届出 (第 1 項関係)

(1) 本項は、指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物及び指定可燃物のうち、一定数量以上を貯蔵し、又は取り扱う場合の届出の規定である。届出は、規則第 14 条第 19 号及び第 20 号の様式を用いて、規則第 17 条により届け出なければならない。ただし、法第 11 条に基づく危険物製造所等の設置 (変更) 許可申請に伴う付随設備等で、指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設については、当該施設に関する必要事項が許可申請中に含まれる場合は、本項に定める届出を省略することができる。

(2) 「個人の住居」は、第 31 条の 2 第 2 項【解説】を参考にすること。

(3) 届出の際の添付書類は、規則に定める様式 (様式第 24 号又は様式第 25 号) において、次に掲げるもののうち、該当するものを添付する必要がある。

ア 建物求積表、図

イ 外構図

ウ 油系統、配管図

エ 平面図

オ 設備図

カ 仕様表

キ タンク製作図

ク F R P タンク (ガラス繊維強化プラスチック製のタンクをいう。以下同じ。) 位置構造
設備明細書 (F R P 製地下タンクを設置する場合に限る。)

(4) 届出が除外される場合は、あくまでも「届出を要しないもの」であって、「第 4 章に定める技術基準に適合しなくてもよい。」というものではない。例えば、届出を要しない指定数量の 5 分の 1 以上指定数量の 2 分の 1 未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者についても、第 31 条に規定する基準に適合させる必要がある。

FRPタンク位置構造設備明細書

製造事業所名									
製造年月日		年月日							
製造番号									
貯蔵(取扱)危険物									
タンク諸元	断面形状		タンク諸元	マンホール	材質				
	寸法	長さ			板厚	mm			
		幅			ふたの材質				
		高さ			ふたの板厚	mm			
		板厚		配管とタンクとの接合部損傷防止の方法					
	最大容量		タンクの埋設	タンクに自動車等による荷重がかかるおそれの有無	有・無				
	ガラス繊維	種類			有の場合の対策				
		ガラス繊維量			埋設の深さ				
	F	引張強さ			埋設の方法				
	R	曲げ強さ							
	P	空洞率	備考						
		曲げ弾性率							
		バーコール度							
	補強部材		揺動剤使用の有無						
	補強部材の有無								
	材 料								
	心材の材料								

(タンクの水張検査等) 第 53 条の 2

第 53 条の 2 消防長（消防署長）は、前条第 1 項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

【趣旨】

本条は、危険物及び指定可燃物を貯蔵するタンクの水張検査及び水圧検査について、これらを製造し、又は設置しようとする者の申出により検査をすることができる旨規定したものである。

【解説】

1 タンクの水張・水圧検査

(1) 本項は、指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク若しくは指定可燃物のうち可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準（第 31 条の 4 第 2 項第 1 号（第 31 条の 5 第 2 項の規定により準用する場合を含む。）及び第 31 条の 6 第 2 項第 2 号）に規定される水張試験又は水圧試験を、タンクの製造者又はタンクを設置しようとする者から申出（申請）があった場合、消防長（消防署長）が当該検査を実施できる規定である。

(2) 当該申請があった場合、消防長（消防署長）は、以下の「指定数量未満の危険物等のタンク水張・水圧検査の審査基準」に定める手順に従ってタンク検査を実施し、適合したものについては、規則第 15 条第 2 項に基づき、検査済証を交付する。なお、消防長（消防署長）以外の検査実施機関として、民間におけるタンク検査機関等（（公財）札幌市防災協会、（一社）北海道危険物安全協会連合会など。）がある。また、検査機関の検査によらず、自主検査されたものであっても差し支えない。

指定数量未満の危険物等のタンク水張・水圧検査の審査基準

1 審査基準

(1) 検査するタンクの形状、寸法、材質及び構造等が申請内容と相違ないものであること。

(2) 水張検査を行う場合は、ソケット上部まで満水した状態で漏れ又は変形しないものであること。

(3) 水圧検査を行う場合は、規定の圧力をかけ 10 分以上経過した後において漏れ又は変形しないものであること。

(4) 鋼板、ステンレス及びアルミニウムのタンクは、溶接ビートの最も外側の部分をハンマーで軽打し、漏れがないものであること。ただし、FRP タンクにあっては、ハンマー検査を行わないものであること。

(5) 中仕切タンクについては、各室ごとに水張りし、又は水圧をかけ単一タンクと同様の検査を行い、漏れ又は変形しないものであること。

(6) FRP タンクは、次の外観検査を行い、欠陥がないものであること。

- ア 樹脂が纖維に十分含浸されているものであること。
- イ ガラス纖維の露出がないものであること。
- ウ 異物の混入がないものであること。
- エ 表面の著しいキズがないものであること。
- オ ひび割れがないものであること。
- カ 表面近くに空気泡がないものであること。

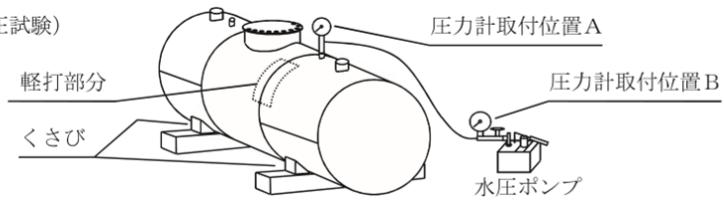
2 留意事項

(1) 鋼板製等のタンクの底部の溶接部分等が容易に点検できるよう、架台上に設置してあるものであること。

(2) 鋼板製等のタンクは、溶接部分等に係る欠陥がないことを外観上から確認できるよう、あらかじめタンク表面に付着している錆、油分、水分、汚れ、溶接スパッター等を除去しておくものであること。

(3) 水圧検査等に使用する圧力計は、微小の圧力変化が確認できる最小単位の低圧用のものを使用するものとし、圧力計の取り付ける位置は、下図のA又はBのいずれかの位置に設置するものであること。

図(水圧試験)



(4) 加圧又は減圧する検査のタンクの注入口、計量口等を閉鎖するために使用するメクラ板〔閉止板〕、キャップ、プラグ等は、試験圧力に十分耐えられるものであること。

少量危険物等タンク検査済証(規則様式第28号)

様式第28号

少量危険物等 タンク検査済証	
検査圧力	kPa
検査番号	第号
検査年月日	年月日

石狩北部地区消防事務組合

備考 金属板(地色は黒、文字は金の浮き出厚さは0.5mm、縁は金とする。

(厚さについては、目安とする。))

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表) 第 54 条

第 54 条 消防長（消防署長）は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長（消防署長）は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定める。

【趣旨】

本条は、防火対象物における消防用設備等の違反状況の公表について定めたものである。

消防庁では、平成 24 年 5 月に発生した広島県福山市のホテル火災（死者 7 名）、平成 25 年 2 月に発生した長崎県の認知症高齢者グループホーム火災（死者 5 名）など、多数の死傷者が出了火災を受け、全国の消防本部に対して緊急の調査を行った結果、全国的に重大な法令違反のある防火対象物（以下、本条【趣旨】及び【解説】において「違反対象物」という。）が多数存在していることが判明した。このような違反対象物に対して消防機関が改修、移転、除去等の命令を行ったときは、その命令内容は法第 5 条第 3 項等に基づき公示されることになるが、違反内容を覚知してから公示が行われるまでにはいくつかの手続きを踏まなければならず、早くてもおおむね 5 か月を必要とすることから、その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に周知されない状況にあった。

この現状及び課題を踏まえて消防庁に設置された「ホテル火災対策検討部会」の報告書では、「違反対象物の公表制度について、広く全国の利用者等へ情報提供するという観点から、インターネットを用いた情報提供を行うことを検討すべき」との提言がなされ、これを受けた消防庁から違反対象物に係る公表制度の実施について助言がなされており、このことを踏まえ、平成 31 年の条例改正により本条を設けたものである。

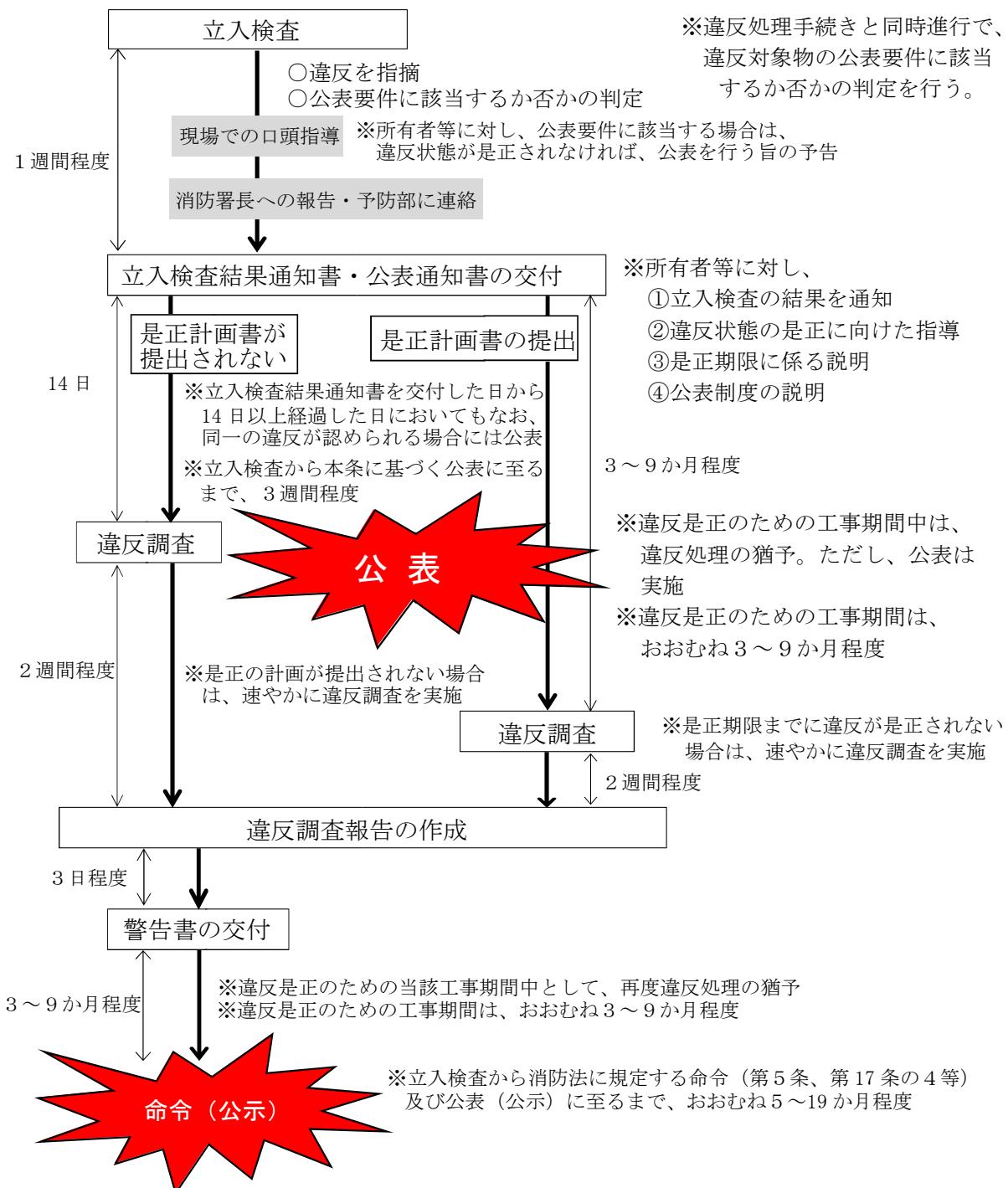
【解説】

1 消防吏員は、火災予防のために必要があるときは、法第 4 条に基づき、関係のある場所に立ち入って、その位置や構造、設備、管理の状況を検査し、関係のある者に質問することができる。

また、消防機関による違反対象物に対する改修、移転、除去等の命令が行われたときは、その命令内容が公示される（法第 5 条第 3 項等）ことになるが、違反内容を覚知してから公示が行われるまでにはいくつかの手続きを踏まなければならず、早くてもおおむね 5 か月を必要とする。よって、その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に周知されない状況にある。このことを踏まえ、消防庁からなされた違反対象物に係る公表制度の実施に係る助言に基づき、この公表制度を実施することとなった。この公表制度の実施により、公表が行われるまでの期間はおおむね 3 週間と、公示が行われるまでの期間と比べ、大幅に短縮されることになるが、これにより、違反対象物についての情報を速やかに利用者等に提供することができ、安全確保につながること、違反対象物の関係者による違反状態の早期かつ自主的な是正が促されることが期待される。当該制度は、不利益処分ではなく情報公開の一環であるため、公表が行われるまでの期間は事務手続きに係る期間であり、是正期間ではないため、注意が必要である。

2 第 3 項に規定する公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きについては、規則第 19 条及び第 20 条に規定している。

3 本条による公表制度の流れ、法第5条第3項に規定する違反処理に係る公示の流れについては、下図のとおりである。



4 公表の対象となる防火対象物は、規則第19条に定めるとおり、政令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（集会場、映画館、飲食店、物品販売店舗、ホテル、旅館、グループホーム、カラオケボックスのような不特定多数の人が出入りする施設）のうち、政令及び本条例で定める技術上の基準に従い、①屋内消火栓設備、②スプリンクラー設備、③自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、立入検査において当該消防用設備等が「未設置である」という違反が認められ、その結果を通知した日から14日を経過した日において

も、なお当該検査結果と同一の違反が認められるものを対象とする。その際、当該設備を設置するというは正計画書が提出されていても、公表時期が延期されることはない。



①屋内消火栓設備



②スプリンクラー設備



③自動火災報知設備

5 公表する事項は、規則第 20 条により次のとおりとなっている。

- (1) 法令違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 法令違反の内容
- (3) その他消防長（消防署長）が必要と認める事項

6 公表は、規則第 20 条に基づき、石狩北部地区消防事務組合公式ホームページへの掲載により行う。また、違反状態を是正した場合の措置については、消防職員による立入検査において違反状態の是正を確認した後、速やかに公表事項を削除する。

(委任) 第 55 条

第 55 条 この条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、管理者が定める。

【趣旨】

本条は、この条例の実施手続きなどその施行に係る管理者への委任について定めたものである。

【解説】

本条に基づいて制定される規則の内容は、次のとおりである。

- 1 各種届出書の様式、届出書等の提出部数等に関すること。(規則第 14 条及び規則第 17 条関係)
- 2 条例に定める標識、掲示板等の規格に関すること。(規則第 18 条関係)
- 3 変電設備の保有距離に関すること。(第 11 条及び規則第 8 条関係)
- 4 電気設備等の点検及び試験結果記録に関すること。(第 11 条及び規則第 9 条関係)
- 5 集合煙突の検査の申請に関すること。(第 17 条の 2 及び規則第 7 条関係)
- 6 危険物品の指定及び裸火使用等の申請に関すること。(第 23 条及び規則第 10 条関係)
- 7 がん具用裸火を消費してはならない場所に関すること。(第 26 条及び規則第 11 条関係)
- 8 屋上広場の維持の方法に関すること。(第 44 条及び規則第 12 条関係)
- 9 避難経路図の記載事項に関すること。(第 49 条及び規則第 13 条関係)
- 10 タンクの水張検査等に関すること。(第 53 条の 2 及び規則第 15 条関係)
- 11 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容、公表の手続きに関すること。(第 54 条並びに規則第 19 条及び規則第 20 条関係)

第8章 罰則

(罰則) 第 56 条

第 56 条 次の各号の一に該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 30 条の規定に違反して指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第 31 条の規定に違反した者
- (3) 第 33 条又は第 34 条の規定に違反した者
- (4) 第 49 条の 3 第 2 項の規定に違反して、同条第 1 項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

【趣旨】

本条は、第 4 章に規定する指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に違反した者のか、第 6 章の 2 に規定する屋外における大規模な催しに関する防火管理に違反した者に対する罰則を定めたものである。

本条例をはじめとした消防法令は、火災を予防し、火災危険を排除し、火災が発生したときの被害を最小限にするために必要な備え、行動要領を具体的に示した手引き・解説書としての役割を担っている。よって、「罰則があるからルールを守る」「罰則がないからルールを守らない」という安易な発想に陥るのではなく、「自分と自分の周りの人たちの命と財産を失わないためにルールを守る」、「後悔しないためにルールを守る」という発想を持ったうえで、生活の安全及び安心を確保するための取組を行わなければならない。

【解説】

1 罰則規定について

(1) 地方自治法では、第 14 条第 3 項において「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の拘禁刑、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」旨規定している。ただし、条例に罰則を設ける際には、その義務の内容、性質によっては、刑罰による強制になじまないものもあるし、刑罰による強制という手段によるよりも、他の手段によって義務の履行を図る方が当該条例の目指す行政目的をよりよく達成することができる場合もあり得る。したがって、刑罰という最も強力な手段を用いる必要性とその実効性については、十分に検討しなければならない。次に、刑罰規定を設けるとしても、どの程度の刑罰を設けるかを検討する必要がある。義務の履行を担保するに不十分な程度の刑罰では、刑罰を設けたことの意義が乏しいものになるし、逆に軽微な違反行為に対して重い刑罰を設けることは刑罰法規の適正さを欠くことになる。したがって、法によって保護される利益（「法益」という。以下、本条【解説】において同じ。）がどの程度侵害されることになるのか、他の法令等において同種ないし類似の違反行為に対して科している刑罰の程度と比較した結果、妥当なものと言えるか、社会一般の法感情等はどうかといったことを考慮して、罪刑の均衡を失すことのないようにしなければならない。

以上のとおり、一般的に罰則規定を設ける際には、①法益侵害の程度、②他の法令等において同種ないし類似の違反行為に対して科している刑罰の程度と条例に制定しようとする罰則との比較、③社会一般の法感情等の観点から十分かつ慎重に検討しなければならない。

(2) 当組合の火災予防条例では、本条において①指定数量未満の危険物等の貯蔵、取扱い等について規定する第 4 章違反に関する罰則（第 1 号から第 3 号関係）、②屋外催しに係る防

火管理について規定する第6章の2違反に関する罰則（第4号関係）の2つを規定している。

①については、法第46条において「(消防法) 第9条の4の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、30万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。」旨規定することにより、各市町村による規制を意図したほか、火災予防条例（例）においても規定している。このことから、当組合では、法第46条の規定のほか、（1）により慎重に検討した結果、「30万円以下の罰金」として定めている。

②については、火災予防条例（例）による組織法第37条の規定に基づく助言に係る通知の内容を踏まえ、①同様に検討し、「30万円以下の罰金」として定めている。

2 本条で罰則規定していないものについて

本条において罰則が規定されていないものは、第3章「火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等」、第3章の2「住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等」、第5章「消防用設備等の技術上の基準の付加」、第6章「防火・防災管理及び避難管理」及び第7章「雑則」である。それぞれの考え方については、以下のとおりである。

- (1) 法第9条に基づく第3章（第29条（火災に関する警報が発令中における火の使用の制限）を除く。）、法第9条の2に基づく第3章の2については、法に条例違反に係る罰則を定める根拠規定が存在しておらず、1（1）の観点から罰則を付していない。ただし、条例違反の状態が法第3条（屋外における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令等）、第5条（防火対象物の火災予防措置命令）、第5条の2（防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令）、第5条の3（消防吏員による防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令）等の法令に定める要件に至ることとなった場合には、これを根拠に命令を発せられる場合がある。また、当該命令をもってなお是正されない状態が継続する場合は、消防機関から告発され、例えば、法第5条違反の場合は「2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金」（法第39条の3の2）など、法に定められた罰則に処せられる場合がある。
- (2) 第6章及び第7章については、地方自治法第14条に基づく行政事務条例としての性格を有するため、同条第5項に基づき、罰則として「2年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料」を付すことができるが、法の委任による第3章及び第3章の2との均衡を図るため、罰則を設けていない。ただし、第6章に関しては、第3章と同様に、条例違反の状態が法第3条、第5条、第5条の2、第5条の3等の法令に定める要件に適合する場合には、これを根拠に命令を発せられる場合がある。また、当該命令をもってなお是正されない状態が継続する場合は、消防機関から告発され、例えば、法第5条違反の場合は「2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金」など、法に定められた罰則に処せられる場合がある。
- (3) 第3章のうち、第29条については、法第22条（気象状況の通報及び警報の発令）違反により「30万円以下の罰金又は拘留」が科されている。また、法第22条では、「前項の規定による警報が発せられたときは、……市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。」となっており、その具体的な行動として第29条において示されているという法文の作りになっている。よって、本条例においては罰則を設けていない。
- (4) 第5章については、法第17条第1項違反があった場合は、法第17条の4に基づき、消防用設備等の設置維持命令があり、当該命令に従わなかった場合の措置として、法第41条による「1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金」等の罰則が付されている。これは、条例設置の消防用設備等についても該当するため、本条において罰則を設けていない。

3 各号の解説

- (1) 第1号は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱行為において、規定に違反した者が対象となる。
- (2) 第2号は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物（動植物油類を除く。）の貯蔵及び取扱いの規定に違反した者又は貯蔵し、若しくは取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準の規定に違反する施設の責任者等が対象となる。なお、貯蔵及び取扱いに係る違反者の認定にあたっては、貯蔵及び取扱いに係る規定の義務者を明確にする必要がある。
- (3) 第3号は、指定可燃物及び、第4類の危険物のうち動植物油類の貯蔵及び取扱いの規定に違反した者又は貯蔵し、若しくは取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準の規定に違反する施設の責任者等が対象となる。なお、第2号と同様に、貯蔵及び取扱いに係る違反者の認定にあたっては、貯蔵及び取扱いに係る規定の義務者を明確にする必要がある。
- (4) 第4号は、屋外における大規模な催しに関する防火管理についての実効性を担保するため、指定催しを主催する者が対象となる。

(罰則) 第 57 条

第 57 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、法人のほか法人でない団体に対しても罰則を科すことができることを明らかにしているとともに、法人でない団体に対し罰則を科する場合においては、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の規定を準用することとしている。

本条は、ある犯罪が行われた場合に、行為者本人のほかに、その行為者と一定の関係にある他人（法人を含む。）に対しても刑を科す旨を定めた「両罰規定」の概念を有している。

両罰規定については、入湯税法違反に係る判例（昭和 32 年 11 月 27 日最高裁判所大法廷）において示されているとおり、事業主による従業員の選任及び監督その他違反防止につき必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定し、事業主においてその注意を尽くしたことの証明がなされない限り、事業主もまた刑責を免れないとする法意である。

【解説】

1 本条は、第 56 条に定める行為者のほかに、法人のほか法人でない団体や事業主に対する両罰規定を定めたものである。

2 「人の代理人」には、委任による代理人のほか、法定代理人も含まれる。

3 第 56 条第 4 号に関しては、指定催しを主催する者は、大きく分けて法人である場合又は自然人である場合が考えられるところ、昭和 10 年 11 月 25 日大審院判決では、「現行刑罰制裁法令ノ解釋トシテハ法人ノ代表者其ノ他ノ従業者カ法人ノ業務ニ関シ犯則行爲ヲ爲シタル場合ニ於テ法人ヲ以テ犯則行爲ノ主體ナリト爲スコトヲ得サルヲ原則トス」となっている。これは、「現行法令の刑罰、制裁に係る解釈としては、法人の代表者その他の従業者が法人の業務に関して犯則行為を犯したときは、法人は犯則行為の主体となり得ないことを原則とする。」ということを意味しており、法人には犯罪能力がないとされている。このことから、仮に指定催しを主催する者が法人である場合に、第 49 条の 3 第 2 項に反して火災予防上必要な業務に関する計画が消防長（消防署長）に提出されなかったときは、第 56 条の罰則規定によって処罰の対象となるのは、自然人である実際の行為者（法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者のうち、当該法人において当該提出を行う責任がある者）ということになる。

また、第 56 条の罰則規定では、行為者本人が罰せられることとなるから、事業主である人が指定催しを行う際に、指定催しを主催する者として、代理人、使用人その他の従業者を使っている場合においても、処罰の対象となるのは、実際の行為者である当該代理人、使用人その他の従業者となる。しかし、これらの場合において、指定催しの開催により実際に利益を得ているのは、法人又は事業主である人であるため、法人自身又は事業主である人自身を処罰することとしなければ、罰則規定を設ける目的が十分に達成されない。

以上のことから、第 56 条の罰則規定により実際の行為者を処罰するのと同時に、法人又は事業主である人についても罰則を科すこととするため、法人の業務において第 49 条の 3 第 2 項に反して火災予防上必要な業務に関する計画が提出されなかった場合には、実際の行為者（法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者のうち、当該法人において当該提出を行う責任があった者）とともに当該法人も罰することとし、また、人の業務において第 49 条の 3

第2項に反して火災予防上必要な業務に関する計画が提出されなかった場合には、実際の行為者（事業主である人に、指定催しを主催する者として使われていた、代理人、使用人その他の従業者）とともに、当該事業主である人も罰することとしている。